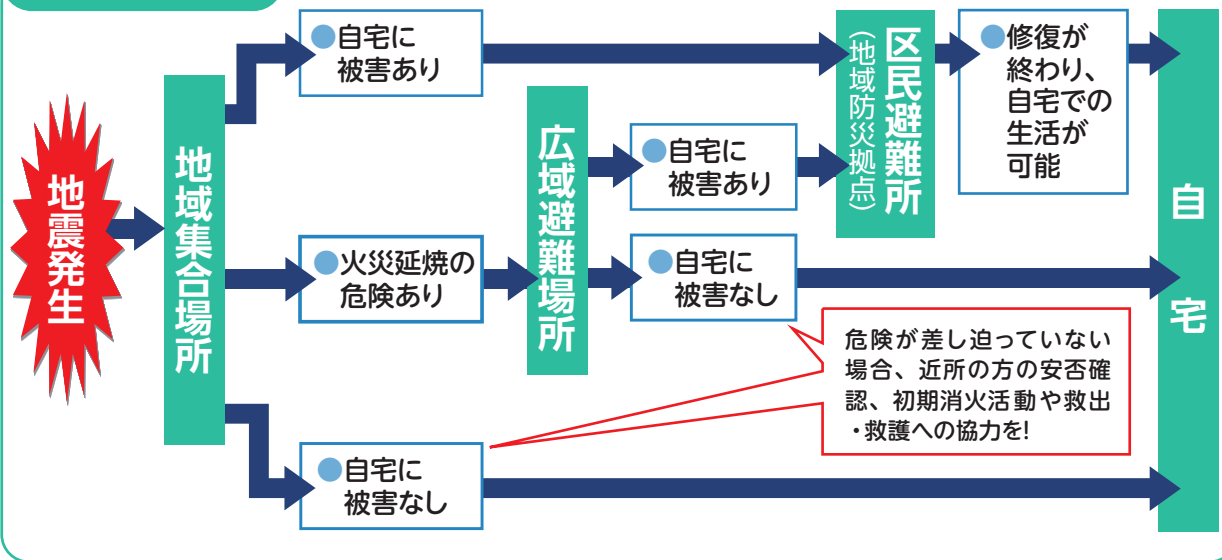


地震発生時の避難の流れ

戸建住宅



地域集合場所

災害発生時に地域住民の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。安否確認後に避難が必要な際、区民避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に戻ります。

広域避難場所

震災時、火災の延焼による危険から身を守るために、一時的に避難する場所です。避難後、自宅に被害が無ければ自宅に戻ります。自宅に被害があり、生活が困難な場合は区民避難所へ避難します。

区民避難所 (地域防災拠点)

災害による家屋の倒壊・焼失等で被害を受けた人の一時的な生活場所です。家屋の修復が終わり、自宅での生活が可能になった場合は、自宅に戻ります。また、避難者のほか、自宅で生活を続けている「在宅避難者」への物資の供給や、情報を発信する地域防災拠点となっています。

(事業所や学校にいる従業員、学生は、むやみに移動せず事業所や学校にとどまることが原則です。)

福祉避難所

区民避難所(地域防災拠点)での生活が困難で、介護などのサービスが必要とする高齢者や障害者の一時的な生活場所です。

地区内残留地区

震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区です。

高層住宅

